

(権利義務の譲渡禁止)

第10条 乙は、甲の書面による同意を得ずに、本確認書の権利または義務の全部または一部を第三者に譲渡し、継承させてはならない。

(不許諾)

第11条 乙は、本確認書に基づく甲から乙への機密情報の開示により、機密情報に含まれる甲または第三者のいかなる知的財産権その他一切の権利も乙に移転または許諾されるものではないことに同意する。

(事故発生時の措置)

第12条 乙は、機密情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩、盗用等の事故が発生または予見される場合には、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13条 乙の責に帰すべき事由により、機密情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩、盗用等の事故が発生し、甲または第三者に損害を与えた場合には、乙は、その賠償責任を負うものとする。

2 甲は、乙が機密情報の使用等により生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(有効期間)

第14条 本確認書の有効期間は、本確認書締結の日から1年間とする。

2 前項に定める期間満了の1か月前までに甲または乙が別段の意思表示をしないときは、この確認書はさらに1年間継続するものとし、以後はこの例による。

(存続条項)

第15条 本確認書の失効に拘らず、第3条、第5条、第12条および第13条は、なお有効に存続するものとする。

(協議事項)

第16条 本確認書に定めのない事項または本確認書の解釈について疑義が生じた場合には、甲および乙は誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

本確認書成立の証として、本確認書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

年 月 日

日付は記入不要です。
締結日に北海道電力が記入いたします。

名前は北海道電力で記入いたします。

(甲) 北海道札幌市中央区大通東1丁目2番地
北海道電力株式会社
執行役員 送配電カンパニー
配電部長

●●● ●●●

(乙)

住所・法人名・締結者名を記入し、締結者名横へ押印してください。